

○宮崎大学医学部病理組織検査料金規程

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成18年3月31日 平成22年4月1日  
平成26年4月9日 令和元年9月4日  
令和2年4月8日

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部病理学教室において行う病理組織検査(以下「検査」という。)の検査料金等については、この規程の定めるところによる。

(受託)

第2条 検査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)があるときは、教育研究に支障がない限り、これを受託することができる。

(申込み)

第3条 依頼者は、所定の申込書に検査材料を添えて、提出しなければならない。

(検査料金)

第4条 検査料金は、1臓器につき9,460円とする。この場合において、3臓器以上の検査を行った場合は3臓器を限度として算定し、リンパ節の検査を行った場合は所属リンパ節ごとに1臓器として算定する。なお、本学以外の医療機関で作製した組織標本を診断した場合は、1臓器につき2,200円とする。

2 検査が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、前項に規定する検査料金に当該各号に掲げる検査料金を加算する。

(1) 電子顕微鏡による検査 22,000円

(2) 免疫抗体法を用いた検査 4,400円

(3) (2)について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた検査 13,200円

3 病理組織迅速顕微鏡検査は、1手術につき21,890円とする。なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織検査を行った場合は、第1項に規定する検査料金を別に算定する。

4 次の各号に掲げる病理組織検査を行った場合は、当該各号に掲げる検査料金とする。

(1) エストロジェンレセプター(ER)検査 7,920円

(2) プロジェステロンレセプター(PgR)検査 7,590円

(3) HER2タンパク 7,590円

(4) EGFRタンパク 7,590円

(5) CCR4タンパク 110,000円

5 婦人科材料の細胞診検査は、一部位につき1,650円とし、穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものは、一部位につき2,090円とする。

6 前5項に規定する検査料金は、消費税を含む金額をいう。

7 検査料金は前納しなければならない。ただし、契約を締結したものについては、後納することができる。

(検査終了時の措置)

第5条 検査を終了したときは、依頼者に組織診断書及び組織標本を交付するものとする。

2 検査材料は、特別な理由がない限り、返還しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。